

「(仮称) 福島県子育て支援に関する条例案の骨子に対する県民意見
(パブリックコメント)」の募集結果について

県議会では、「(仮称) 子育て支援に関する条例」を制定するため、その骨子を公表して、平成22年7月1日(木)から7月23日(金)まで県民の皆様から広く御意見を募集しました。

皆様からいただきました御意見は、下記のとおり「(仮称) 子育て支援に関する条例」に反映してまいります。

(1) 意見件数 (11名)

31件

(2) 意見内容及び反映結果

「(仮称) 福島県子育て支援に関する条例案の骨子」に対する意見(パブリックコメント)」を参照願います。

「(仮称) 子育て支援に関する条例案の骨子」に対する意見 (パブリックコメント)

No.	該当項目名	意見等の内容	県議会の考え方
1 1	目的	なぜ条例が必要かをもっと具体的に分かりやすく示すべき。	条例の必要性につきましては、前文の中に盛り込むこととなります。
2 1	目的	これは0歳～6歳までを言っているのか、又、小学生、中学生までを対象としているのか、18歳まで言うのかが分からない。条例で言う“子ども”の概念をはっきりさせる。 私は、この条例を見ていると0歳～6歳まで位にしか見えないが、それで良いのか。だとしたら条例の意味があるのか、疑問である。	条例では、子どもを「18歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)」と定義します。
3 1	目的	対象としている子どもの年齢がわからない。 全体的に子どもは社会が育てるという観点で子育て支援をしてほしいと思います。	条例では、子どもを「18歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)」と定義します。
4 2	基本理念	社会全体で推進すると言いながら「家庭」だけに目が行き過ぎている。現代社会の中で、親だけに子育てを負担させるのには問題がある。この条例は現代社会に逆行しており、今の若者の姿が分かっていないように思う。平成生まれの現代の若者の親としての現状をもっと知り、条例の理念をふくらますべき。 例①家庭、学校、幼稚園、保育園、地域社会、事業者、行政が連携して行う。 例②保健、医療、福祉、労働、教育、その他子どもに関するあらゆる分野が総合的に取り組む。 例③地域の人口、産業、自然環境その他の地域特性を踏まえて取り組む。 例④結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観を重視する。	条例の中に保護者だけが子育てを担うのではなく、社会全体で子育て支援に取り組む旨を規定します。
5 2	基本理念	3歳から小学校入学までの幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであります。保育所、幼稚園における幼児教育の部分に重点を置き、その上で社会全体で子育て支援に関する施策に協力するように努めていきたいと思っております。3歳、4歳、5歳の幼児教育こそが日本の将来に大いなる影響があるものと思っております。	子育て支援対策は、県、市町村、県民、事業者などが相互に連携し、協力しながら社会全体で推進する必要があります。ご協力をお願いします。
6 2	基本理念	「次に掲げる事項を旨として、社会全体で推進」を「次に掲げる事項を旨として、県(国)の将来を考えた時、社会全体で推進」とする。	県の将来を考えて、社会全体で施策を推進するという意味が含まれています。

「(仮称) 子育て支援に関する条例案の骨子」に対する意見 (パブリックコメント)

No.	該当項目名	意見等の内容	県議会の考え方	
7	2	基本理念	(2)「県(国)及び保護者その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有するものであること。」とする。	子育てについては、保護者が第一義的責任を有するものです。なお、子育て支援対策は、県、市町村、県民、事業者などが相互に連携し、協力して推進されるものです。
8	2	基本理念	(2)家庭は子どもが育つ基盤であり、個々の子どもにとって必要な体力、気力、学力を適切な時期に身につけるために必要な手立てをとらえ将来自立し、社会の一員としての社会性を育成できるよう第一義的責任を有するものである。 (3)(2)の理念を達成するために幼児教育、学校教育、さらに地域や公、企業が相互に連携し理念の達成を保障する。	子育てについては、保護者が第一義的責任を有し、子育て支援対策は、県、市町村、県民、事業者などが相互に連携し、協力して推進される旨を定めたものです。御意見のあった内容については、そういった趣旨の内容も含まれています。
9	2	基本理念	(2)子育てについて責任を追及する必要があるのでしょうか? 家庭の基盤をつくりあげる前に、出産することがあたりまえになっている今、責任追及は不必要だと思います。追求すれば親になることを選択しない女性は増加するでしょう。全県民みんなで責任を負うべきです。	子育てについては、保護者が第一義的責任を有する旨を基本理念の中で確認したものです。御意見のあった内容のように保護者の責任を追求したものではありません。ご理解ください。
10	2	基本理念	(3)学校(保育所、幼稚園等)、子育て支援活動団体も明記していただきたいと思います。子育て世代は、団塊世代の創り上げた社会を担う、大切な労働力です。主婦という言葉も死語になりつつあります。子育て世代が安心して働き、納税するためには、子ども達が大半の時間を過ごす学校、子育て支援活動団体の協力は必要不可欠だと思います。	基本理念の(3)に「子育て支援対策に取り組む機関又は団体」を加えます。御意見のあった内容については、これらの中に含まれます。
11	3	県、県民及び事業者の責務	3(4)として、次のような項目を付け加えることが、必要である。 (4)事業所の職員の責務 職員は、県(国)及び市町村が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。 (理由:職員は、園(事業所)の運営(乳幼児の保育・教育)のことを考慮しない急な退職でも認められるので、園(事業所)の運営上に支障をきたすことが多い。乳幼児の保育・教育には代替えがきかないことが多いので、園(事業所)の運営上非常に困ることになるからである。)	御意見のあった内容については、県民の責務に含まれるものです。なお、雇用については、民法上でいつでも解約の申し入れができる旨、定められています。

「(仮称) 子育て支援に関する条例案の骨子」に対する意見 (パブリックコメント)

No.	該当項目名	意見等の内容	県議会の考え方	
12	3 県、県民及び事業者の責務	現代社会において0歳から保育園に通ったり、3歳以上は95%以上はほとんど幼稚園や保育園に入り、社会生活をしているので、その責務も入れるべき。	保育園や幼稚園の責務については、本来の業務にかかる責務であることから、条例ではそれを定めていません。	
13	3(2)	県民の責務	<p>「子供」は親の責任ある育児教育の下にあると共に、地域社会の一員として参加し、地域社会からの暖かい育成を受けて遅く成長してもらいたいと思います。然るに、昨今の親の育児能力の低下に加え、地域のコミュニティの希薄化は、将来を担う子供達にとって由々しき問題であります。この事に鑑み、条例案には地域社会の責務について、更に明確に謳いたいものであります。</p> <p>3(2) 県民および地域社会の責務 (私案)</p> <p>県民および地域社会は、基本理念にのっとり、子育て支援の重要性について関心と理解を深めるとともに地域社会が一体となって、県および市町村が実施する子育て支援に関する施策に積極的に協力することに努めるものとする。</p>	子育て支援において、地域社会の果たすべき役割が大切であることから、その旨を考慮して規定します。
14	3(3)	事業者の責務	この案は、理想ではあるが、国からの補助金で運営されている保育園としては、全面的に受け入れることは不可能である。(現在の厳しい予算の範囲内で、このような運営を進めることは、難しい。先ず、これだけのことをする場合は、県(国)の保障がない限り子どもの保育の質の維持は難しくなるので。)	御意見のあった内容については、仕事と家庭生活との両立を図るためには事業者の協力が必要不可欠でありますので、ご理解ください。

「(仮称)子育て支援に関する条例案の骨子」に対する意見(パブリックコメント)

No.	該当項目名	意見等の内容	県議会の考え方	
15	4(1)	保護者の役割	<p>「深い愛情を持って子どもを健やかに育てるものとする」となっているが、そもそも親の子に対する愛情に深いとか浅いとかがあるのか。一体親の子に対する愛情の深さなど誰がどうやって測るのか。そういう内心の問題を条例に規定しようとするのは納得いかない。</p> <p>あなたの子供に対する愛情は浅いなど他人様に言われたくはないし、ましてや県議会の先生に言われたくはない。</p> <p>自分も二人の子どもを育てたが、それなりに遊んでやったりしたし、大学にも進学させたし、特に経済的に不自由をかけたということはないと思っているが、時にいらいらしたときなど、ろくに相手をしてやらなかったことがないとは言えないので、深い愛情を持って育てたかというとはっきり言って自信はない。</p> <p>たいていの親はそんなもんだろうと思う。浅くも深くもなくそれなり…である。勿論児童虐待などはあってはならないことは当然ではあるが…。</p> <p>ところが県は条例をもって深い愛情で育てろという。これは内心に土足で踏み入るような無礼なことではないのか。</p>	<p>御意見があったとおり、愛情の度合いを深い、浅いと測ることはできませんが、保護者が深い愛情を持って子どもを育てることは当然のことであり、それを保護者の役割として定めるものです。</p>
16	4(1)	保護者の役割	3の基本的な考えに入れるべき。	<p>御意見のあった内容については、保護者の役割が県、県民、事業者の責務と同様に大切であることからこれを定めるものです。</p>
17	4(2)	子どもへの願い	基本理念に入れるべき。	<p>「子どもへの願い」は、削除し、前文や基本理念の中にその旨を規定します。</p>

「（仮称）子育て支援に関する条例案の骨子」に対する意見（パブリックコメント）

No.	該当項目名	意見等の内容	県議会の考え方
18	4(2) 子どもへの願い	<p>1で示された条例の目的と照らしても、「子どもへの願い」を条例に記する必要はないと考えます。どんな子どもでも権利を尊重され、心身ともに健やかに成長できるよう支援することが必要なものであり、条例によって「こんな子どもに育てほしい」という枠を作ることは条例の趣旨とは異なるものです。概念の押しつけにも取られかねません。</p> <p>また、子どもへの願いはこの2行におさまるものではなく、かつ、子どもの健康状態や精神状態によって、この願いにそぐえない子供たちが出てきます。さらに、経済的な理由や雇用の問題、孤立感などから子育てに悩んでいる親・保護者にとって、この文章はさらなるプレッシャーとなり、ますます子育てに喜びを見いだせなくなる状況に追い込む可能性があります。そして、条例に明記されてしまうことによって、この願いにそぐえない子供たちを条例の枠外に置くような状況を作り出しかねません。</p> <p>このような理由から、「4（2）子どもへの願い」部分は削除すべきと考えます。</p>	<p>「子どもへの願い」は、削除し、前文や基本理念の中にその旨を規定します。</p>
19	5 基本的施策	<p>子育て環境の整備として、①妊娠、出産の支援、②子育て支援の充実、③家庭生活と仕事の調和、④自然環境、まちづくりなどの観点、⑤広報と啓発を入れるべき。</p>	<p>御意見のあった内容については、いずれも基本的施策に含まれています。</p>
20	5 基本的施策	<p>児童虐待、いじめ防止及び障害児支援として、①相談、支援体制の充実、②児童虐待への対応、③市町村への支援を入れるべき。</p>	<p>御意見のあった内容については、いずれも基本的施策に含まれています。</p>
21	5 基本的施策	<p>事業所、子育てに対しての表彰が抜けている。</p>	<p>御意見のあった内容については、具体的に記述しておりませんが、基本的施策の中に含まれています。 なお、県では、既に「福島県次世代育成支援企業表彰」を実施しております。</p>
22	5 基本的施策	<p>不妊の人に対しての対策が抜けている。</p>	<p>基本的施策の（1）保健医療体制の充実と健康の増進を図ることの中に含まれます。</p>
23	5 基本的施策	<p>里親などの養護を必要とする子どもの福祉が抜けている。</p>	<p>基本的施策の（7）援助を必要とする子どもや家庭への支援を行うことに含まれています。</p>

「(仮称) 子育て支援に関する条例案の骨子」に対する意見 (パブリックコメント)

No.	該当項目名	意見等の内容	県議会の考え方	
24	5	基本的施策	若者(青少年)、次代の親については、どのように考えているのか分からない。	御意見のあった内容については、基本的施策の(6)の必要な教育及び啓発を実施することの中に、次代の親の育成も含まれています。
25	5	基本的施策	子どもを生み、育てる者の仕事と家庭生活の両立が図られるよう、0歳児、1～2歳児入所の出きる保育所づくりを支援することを入れるべき。	基本的施策の(5)仕事と家庭生活との両立が図られるよう支援することに含まれています。
26	5	基本的施策	経済的負担の軽減に関する意見です。 最近、子供達に受けさせるべきワクチンが増えています。インフルエンザ、おたふく、水疱、Hib、肺炎球菌など、任意接種のワクチンの自己負担額が多いので、少し公費負担していただければ、嬉しいです。そして、ワクチン接種をする人も増えていくと思います。 やっぱり、子供達の健康が一番なので、医療に力を入れていただけたら嬉しいです。 あと、雨の日や寒い冬でも遊べるプレイルームをどんどんふやしてほしいです。	基本的施策の(1)保健医療体制の充実と健康の増進を図ること及び(3)経済的負担等の軽減を図ることに含まれています。
27	5	基本的施策	(3)「子どもを生み、育てる者の子どもの医療費、教育費等の負担を軽減する施策を図る」と修正する。	基本的施策の(3)経済的負担等の軽減を図ることには、「医療費、教育費等の負担軽減」が含まれています。
28	5	基本的施策	(6)「子どもの権利の侵害や虐待などを防ぐための対応や生命の大切さや家庭の果たす役割などについて必要な教育及び啓発をすること。」と修正する。	御意見のあった内容については、基本的施策の(6)の必要な教育及び啓発を実施することの中にその趣旨が含まれています。
29	6	基本計画の策定	「知事は基本理念に基づいて子育て支援に関する総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定しなければならない。」と修正する。	県は、基本理念にのっとり基本的施策を推進するものであります。
30	7	財政上の措置	子ども、子育て新システムによると、①すべての子ども、子育て家庭支援(基礎給付)、②子どものための多様なサービスの提供と、仕事と家庭の両立支援(両立支援、保育、幼児教育、給付)がある。これらをどのように県は受け、条例に生かすのか。	御意見のあった内容については、基本的施策の(3)経済的負担等の軽減を図ること、(5)仕事と家庭生活との両立が図られるよう支援することにそれぞれ含まれています。

「(仮称)子育て支援に関する条例案の骨子」に対する意見(パブリックコメント)

No.	該当項目名	意見等の内容	県議会の考え方
31	その他	<p>現在、県内に15歳の母親もいるとうかがっております。また、外国にルーツをもつ子どもや母親も決して少なくありません。全国平均17組に1組、福島県内24組に1組が国際結婚と報告されています。日本語で表記するならば、誰もが理解できる言葉を選び、わかりやすい文章で表していただきたいと思います。子どもに対する虐待は、三世代かけて更正されると言われております。現代の子ども達を取り巻く状況も三世代、100年かけ、より良い方向に向かうよう制定していただきたいと進言いたします。</p>	<p>条例を作成する際は、できるだけわかりやすい表現に努めます。</p>

11名 31件